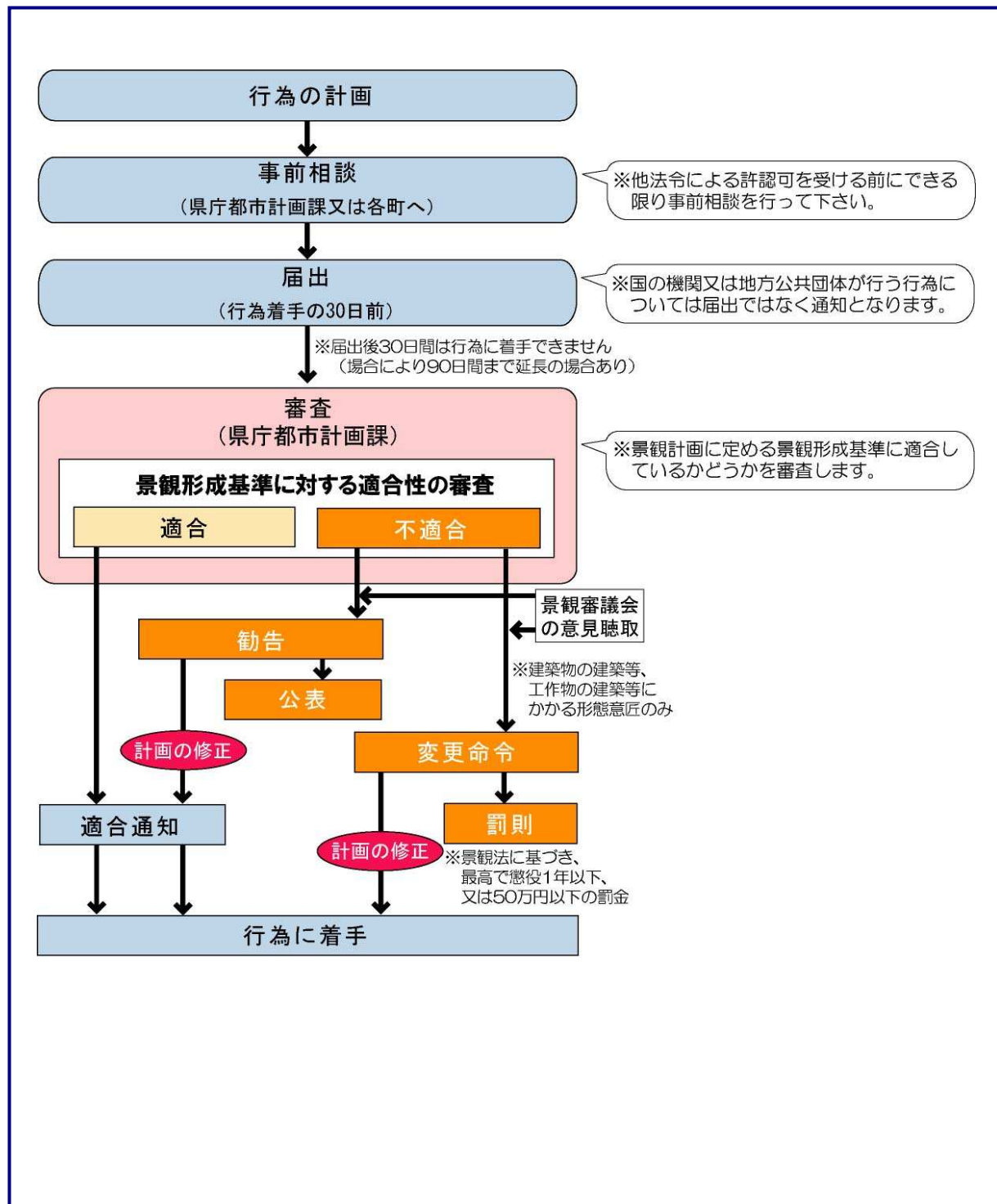


資料編

資料編

【資料 1】届出の手続きの流れ



【資料 2】景域ごとの一般基準一覧

景域ごとに定める一般基準は下表のとおり。

		山と谷筋の景域	田園と海の景域	
建築物 工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境や地形に十分配慮した配置とする。 ・棚田や谷筋沿いの自然景観を阻害しない配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林、松林等に配慮した配置とする。 ・周囲との連続性に配慮した配置とする。 	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農漁村集落では周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。
		圧迫感の軽減	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
		設備類	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。
	外構・緑化等		<ul style="list-style-type: none"> ・自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界ではできるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。 	—	
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 ・面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・谷筋やまとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、できる限り維持・保全する。 	
外観照明		<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な夜間景観を阻害しないよう必要最小限の明るさとする。 ・点滅照明は設置しない。 ・派手な照明器具は設置しない。 	

		住宅・商業市街地の景域	工業市街地の景域	
建築物 工作物	配 置	・周囲との連続性に配慮した配置に努める。	・ゆとりある空間を確保するように建築物・工作物等の位置に配慮する。	
	形態・意匠・色彩	周辺との調和	・住居系市街地では、周囲のまちなみから突出する奇抜なものは避ける。 ・商業系市街地では、周囲の建物との連続性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠に配慮する。	—
		圧迫感の軽減	・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	・大規模な建築物等は、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目にする位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	—	
	色彩	・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色に配慮する。	・周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。	
	外構・緑化等	・道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、開放性のあるものとし、できる限り生け垣や緑化フェンスに努める。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。	・開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部は出来る限り樹木、花壇による植栽を施す。	
開発行為・土地の形態の変更等	周辺への配慮	—	—	
	造成等	—	—	
	既存樹木・樹林等の保全	—	—	
外観照明		—	—	

【資料3】特定基準一覧

一般基準に上乘せして良好な景観を誘導していく特定基準は下表のとおり。

みちの軸			景観形成基準
建築物・ 工作物	形態・ 意匠	連続性への 配慮	□建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連続性に留意し、奇抜なものは避け、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
開発行為・土地の 形質の変更等		緑化	□道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。

【資料4】景観形成重点地区の景観形成基準一覧

重点的に良好な景観形成を図っていく景観形成基準は下表のとおり。

景観形成基準	
建築物等の 配置・高さ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等は広がりを感じられるように、できるだけ道路から後退して配置するように努める。 2. 建築物等の高さは、周辺環境や周囲の建築物と調和し、広がりを感じられるような高さとなるように努める。
建築物等の 色彩・素材等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物等の色彩は落ち着きがあり、周辺環境と調和するように努める。 2. 建築物等には、耐久性に優れ、汚れづらい素材を用いるなど、美しさを感じられるように努める。 3. 倉庫や工場などの大規模な建築物の壁面等は、色彩や形態に配慮し、周辺環境と調和するように努める。
建築設備等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築設備や屋外に設置される室外機等は、建物との一体化や周辺から見えないように努める。 2. 自動販売機は門司行橋線、新北九州空港線に面して設置しないように努める。
緑化等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の道路や隣地との境界部分は、潤いを感じられるように、樹木や花などの緑化に努める。 2. 駐車場や資材置き場等は樹木等により、道路から見えないように努める。

【資料 5】景観形成のための各種制度の活用

(1) 景観法の活用

①景観地区、準景観地区

各市町村内の景観上、重要な地区において、地区の個性を活かすため、景観地区、準景観地区を指定し、より実効性のある景観形成を誘導していく。景観地区及び準景観地区は、建築物・工作物の形態意匠、高さ、位置、敷地面積等について、市町村が都市計画又は条例で定める。

②景観協定

地域住民の自主的な景観形成を支援するため、景観協定の活用を図っていく。景観協定は、景観計画区域内の一定の地域について、良好な景観を形成するために、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを全員の合意により協定する制度。

取り決める内容は、形態や材質等のハード的なものから、色彩、植栽、路上施設・ショーウィンドーの管理等のソフト的なものを含む。景観協定は、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

③景観整備機構の指定

民間の活力、ノウハウを積極的に活用し、民間団体や地域住民による自発的な景観の保全・整備を推進するため、景観整備機構を指定し、良好な景観の形成を促進する。

景観整備機構については、地域住民の中に入って積極的に利害関係を調整し、また、良好な景観の形成に必要な土地取得等の事業の実施を積極的に行う公益法人又はNPO法人を、景観行政団体の長が指定する。

(2) 他の法令との連携による建築物・工作物等の景観誘導

①都市計画法による高度地区、風致地区、地区計画

地区ごとの特性にあわせて、一定の地区内において都市計画法の高度地区、風致地区、地区計画等の規制・誘導方策を活用し、良好な景観形成を図る。その際、各市町村の都市計画との連携を図る。

【高度地区】

市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を市町村が定める制度。

【風致地区】

都市の風致を維持するため、建築物・工作物の制限、および木竹の伐採、土砂の採取等の行為をあわせて規制する制度。面積 10ha 以上のものは県が、その他のものは市町村で定める。

【地区計画】

住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園などの配置や建築物の建て方等を地区の特性に応じてきめ細かく定め、より良好なまちづくりを進めるために、市町村が都市計画において定める。

②建築基準法による建築協定

建築物の用途制限など、特に建築物に関する規制・誘導を必要とする地区については、建築協定を活用しつつ、景観形成を図っていく。建築協定は、住宅地の環境又は商店街の利便性の改善、向上を図るために、一定の区域の土地所有者等が、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について締結する協定。市町村が、土地所有者等が建築協定を締結できる旨の条例を定める。

③歴史まちづくり法*による歴史的風致維持向上計画

地域固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承していくため、歴史まちづくり法による歴史的風致維持向上計画の活用による景観形成を図っていく。歴史的風致について、市町村が作成した計画を国が認定することで、計画に基づく法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりが支援を受けることができる。

（*正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

④屋外広告物法による屋外広告物条例

第5章「3. 屋外広告物の景観誘導方針」及び「4. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項」に基づく景観形成を図っていくため、屋外広告物法による屋外広告物条例の活用を図っていく。屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致維持、公衆に対する危害防止のために、都道府県もしくは景観行政団体である市町村が屋外広告物の表示等を禁止あるいは制限することを定める。

⑤都市緑地法による緑地保全地域・特別緑地保全地区・緑化地域

うるおいのある良好な景観として京築広域景観に大きく影響している、谷筋の樹林地や田園部の社寺林や海沿いの松林等の樹林や緑地を保全するため、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域の制度を活用した緑地の保全を図る。なお、都市計画区域内の緑地のうち、緑地保全地域及び面積10ha以上の特別緑地保全地区については県が、面積10ha未満の特別緑地保全地区及び緑化地域については市町村が指定することになる。

⑥都市緑地法による緑地協定

特に緑地の保全や緑化の推進が必要な地区については、緑地協定制度を活用し、地域住民の自主的な景観形成を推進していく。緑地協定は、保全又は植栽する樹木等の種類・場所、垣・さくの構造等について締結することができる。

【資料 6】国が定める公共施設の景観形成ガイドライン

国の各省庁から景観形成に関する各種ガイドライン等が示されている。公共施設の整備にあたっては、これらガイドライン等を活用し、景観形成に努めることが求められる。

(1) 道路

- ・景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省道路局 H16）
- ・道路デザイン指針（案）（国土交通省都市・地域整備局及び道路局 H17）
- ・「無電柱化推進計画」（国土交通省道路局 H16）
- ・「北九州国道色彩指針(案)―良好な道路景観のために―」
(国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所 H22)

(2) 河川・砂防

- ・歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン（国土交通省河川局、文化庁文化財部 H15）
- ・河川の景観形成に資する石積構造物の整備に関する資料（国土交通省河川局 H18）
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省河川局 H18）
- ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン（国土交通省河川局砂防部 H19）

(3) 海岸・港湾

- ・海岸景観形成ガイドライン
(国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁 H18)
- ・港湾景観形成ガイドライン（国土交通省港湾局）

(4) 住宅・建築

- ・住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン（国土交通省住宅局 H17）
- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）（国土交通省都市・地域整備局 H17）

(5) 農山漁村

- ・美の里づくりガイドライン（農林水産省農村振興局 H16）
- ・農業農村整備事業における景観配慮の手引き（農林水産省農村振興局 H19）
- ・農村における景観配慮の実務マニュアル（農林水産省農村振興局 H20）
- ・農村における景観配慮の技術マニュアル（農林水産省農村振興局 H22）

(6) 官庁営繕

- ・官庁営繕事業における景観形成ガイドライン（国土交通省官庁営繕部 H16）

(7) 夜間照明

- ・光害対策ガイドライン（環境省水・大気環境局 H10）

(8) その他

- ・景観重要公共施設の手引き（案）（国土交通省都市・地域整備局 H20）
- ・公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム（国土交通省 H19）

【資料 7】京築地域で適用される主な法令(平成 23 年 10 月現在)

(1) 都市計画法

- ・開発行為を行う場合は、事前に県知事の許可が必要となる場合があります。

(2) 建築基準法

- ・建築物や工作物を建築したり、その用途を変更したりする場合、事前に確認申請が必要です。
- ・用途地域により、立地できる建築物等の用途の制限があります。

(3) 福岡県屋外広告物条例

- ・条例で定める区域内において一定の屋外広告物を掲出する場合、県知事の許可が必要となります。

【許可地域】 ○景観法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域

(行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町)

(4) 福岡県環境保全に関する条例

- ・開発面積が 3ha 以上の宅地の造成や土石の採取等の各種行為を行う場合は県知事への届出が必要です。また、開発面積が 5ha 以上の宅地の造成（住宅の用に供する土地の造成に限る）や 3ha 以上のゴルフ場の造成等の各種行為を行う場合は県知事の許可が必要となります。

(5) 福岡県自然海浜保全地区条例

- ・自然海浜保全地区内で、工作物の新築（改築・増築）、土地（海底）の形質変更等の各種行為を行う場合は事前に県知事への届出が必要です。

【対象となる区域】 松江浦（豊前市）、三毛門（豊前市）

(6) 自然公園法・福岡県立自然公園条例

- ・自然公園（国定公園、県立自然公園）内で工作物の新築（改築・増築）、木竹の伐採等の各種行為を行う場合は、特別地域では県知事の許可、普通地域では県知事への届出が必要です。

【特別地域】 耶馬日田英彦山国定公園（豊前市、みやこ町、上毛町、築上町）

【普通地域】 筑豊県立自然公園（行橋市、苅田町、みやこ町、築上町）

(7) 森林法

- ・民有林（保安林を除く）のうち、地域森林計画で定められた区域内の森林を伐採（間伐を含む）する場合、事前に伐採する土地の所在市町村への届出が必要となります。なお、保安林を伐採する場合は、事前に県知事への許可申請等が必要となります。

- ・地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、保安施設地区内、海岸保全区域内を除く）において 1ha 以上の開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形状変更等）を行う場合、事前に県知事の許可が必要となる場合があります。

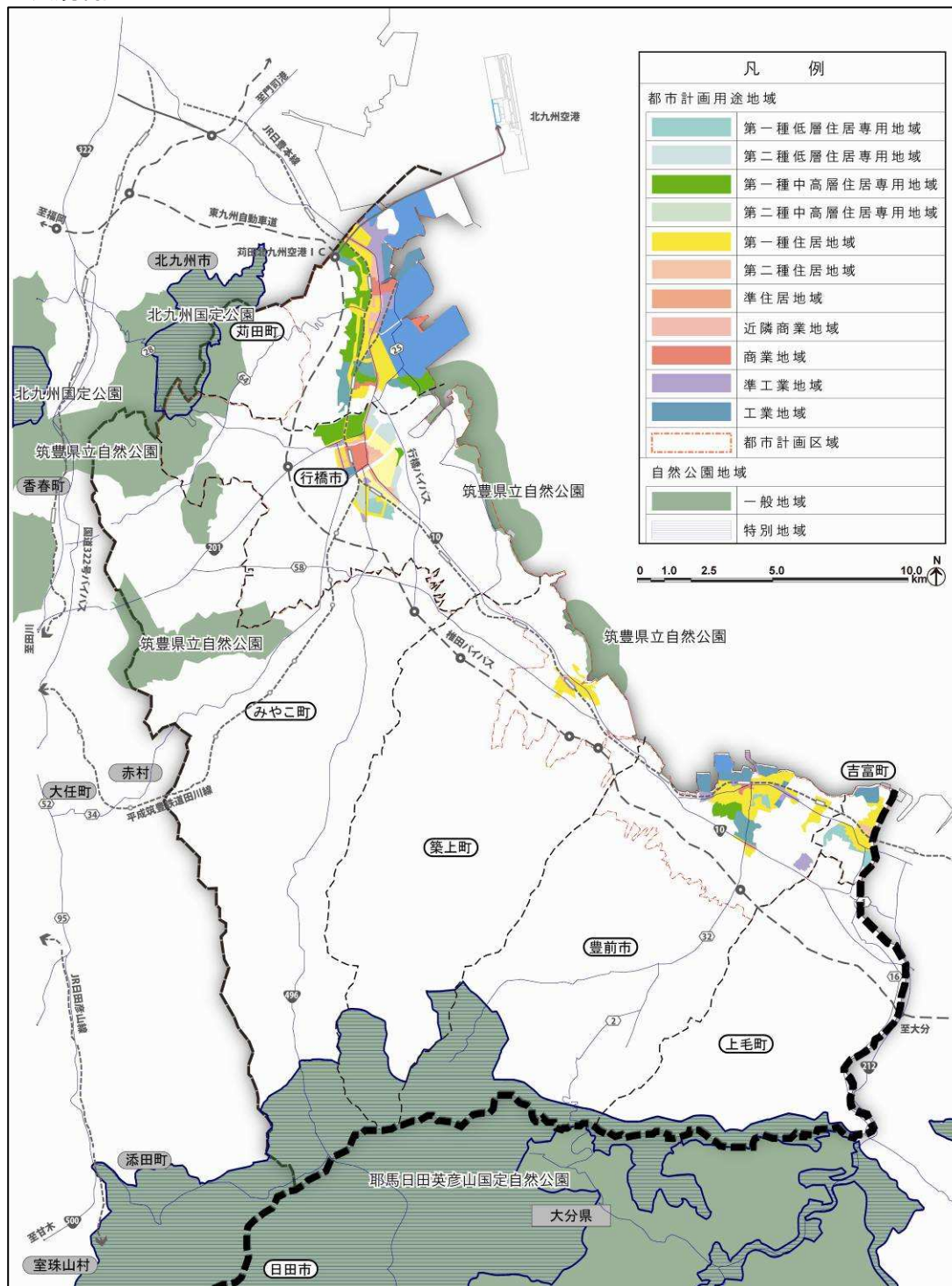
(8) 農地法

- ・農地転用（農地や採草放牧地を人為的にそれ以外のものにする行為）や転用することを目的として所有権等の権利移転、設定を行う場合、事前に県知事（4ha を超える場合は農林水産大臣）の許可が必要となる場合があります。

(9) 採石法

- ・岩石の採取を行なう場合は県知事の認可が必要となる場合があります。

□法規制図



【資料 8】 京築地域で行われている地域活動

京築地域では、以下のような様々な地域活動が行われています。

※以下に示す団体は、平成 22 年 5 月に締結した「京築広域景観テーマ協定」の締結者です。

自治体	団体名	活動の種類	活動の範囲
行橋市	行橋商工会議所	観光・商業振興、情報発信	行橋市
	行橋観光協会	観光・商業振興	行橋市
	NPO 法人アクションタウン行橋	人材育成	行橋市
	NPO 法人 クリエイティブ・スローライフ	自然環境の保全・活用、 人材育成	京築地域全域
	NPO 法人 京都ドリーム21	歴史・文化の保全・継承	京築地域全域
	豊の国・海幸山幸ネット	歴史・文化の保全・継承、 自然環境の保全・活用、情 報発信	京築地域全域
	美夜古郷土史学校	歴史・文化の保全・継承	行橋市
	ゆくはし屋根のない博物館 市民学芸員の会	歴史・文化の保全・継承	行橋市
豊前市	豊前商工会議所	観光・商業振興、情報発信、 人材育成	豊前市
	豊築森林組合	自然環境の保全・活用	豊前市、上毛町、 築上町
	NPO 法人 くぼて	自然環境の保全・活用	豊前市
	NPO 法人 プロジェクト・ボダイ	人材育成、情報発信	豊前市
	NPO 法人 森の学校	人材育成	豊前市
	岩屋壮年会	自然環境の保全・活用	豊前市
	くぼて夢倶楽部	自然環境の保全・活用	豊前市
	特定非営利活動法人 故郷創環未来研究所	自然環境の保全・活用	豊前市、築上町
	豊前市史跡ガイドボランティアの会	歴史・文化の保全・継承	豊前市
	やまぼうし	観光・商業振興、人材育成	豊前市
苅田町	苅田商工会議所	観光・商業振興、情報発信	苅田町
	NPO 法人 あそびの達人サークル	人材育成	苅田町
	NPO 法人 まちネット人ネット九州	人材育成	京築地域全域
	殿川クリーンクラブ	自然環境の保全・活用	苅田町

自治体	団体名	活動の種類	活動の範囲
みやこ町	みやこ町商工会	観光・商業振興、情報発信	みやこ町
	京都森林組合	自然環境の保全・活用	行橋市、苅田町、みやこ町
	くまわり会	自然環境の保全・活用	みやこ町
	崎山ひまわり会	自然環境の保全・活用	みやこ町
	豊の国みやこ探検隊	自然環境の保全・活用、歴史・文化の保全・継承	京築地域全域
吉富町	吉富町商工会	観光・商業振興、情報発信	吉富町
上毛町	上毛町商工会	観光・商業振興、情報発信	上毛町
築上町	椎田町商工会	観光・商業振興、情報発信	築上町
	築城町商工会	観光・商業振興、情報発信、人材育成	築上町
	築上町観光協会	観光・商業振興	築上町
	大楠会	自然環境の保全・活用	築上町
	京築フィルムコミッション	情報発信	京築地域全域
	しいだサンコー株式会社	—	—
	しいだ「夢」会議	自然環境の保全・活用	築上町
	C.C.C.自然・文化創造工場 豊前の国支部	自然環境の保全・活用	築上町

【活動の種類について】

活動の種類は活動内容に基づき、以下の5つに分類しています。

- 自然環境の保全・活用
- 歴史・文化の保全・継承
- 情報発信
- 観光・商業振興
- 人材育成

【資料 9】 景観形成に資する主な各種助成制度(平成 23 年 10 月現在)

(1) 道路

○さわやか道路美化促進事業（県土整備部道路維持課）

県が管理する国道や県道において、道路の美化・清掃、緑化、植栽活動、その他のボランティアを実施している自治会や企業、小中学校等の団体や個人に対し、清掃用具、軍手などの消耗品の支給、実施団体名を記載した表示板の設置等を行います。

(2) 河川

○クリーンリバー推進対策事業（県土整備部河川課）

県が管理している河川において、清掃や除草などの河川愛護活動を継続的に行っており、県に登録しているボランティア団体に対し、報償費や需用品の支給、アダプト・サインの設置等を行います。

○河川愛護事業（県土整備部河川課）

県が管理している河川において、除草や清掃等の河川愛護活動を行う企業や河川愛護団体及び企業の活動を支援する企業に対し、需用品の支給、アダプト・サインの設置等を行います。

(3) 森林

○福岡県森林づくり活動公募事業（農林水産部林業振興課）

森林の整備・保全、里山の保全など森林づくり活動を NPO・ボランティア団体等より公募し、採択された活動に対して補助金を交付します。

(4) 農業等

○農地・水保全管理支払交付金（農林水産部農山漁村振興課）

農地・農業用水等を保全管理する活動、生態系保全、水質保全、景観形成等農村環境の向上のための活動、水路、農道、ため池等農業用施設の長寿命化のための活動等に地域ぐるみで取り組んでいる活動組織に対して支援します。

○まちむら交流事業（農林水産部農山漁村振興課）

農山村地域の景観形成活動や保全活動等を通して都市と農村の交流を深める活動、農業・農村の大切さを次世代に継承していく活動について、まちとむらネットワークの会員に企画を募集し、採択された活動に対し、費用の一部を支援します。

■ 問合せ先

福岡県建築都市部都市計画課 都市政策係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL : 092-643-3712 FAX:092-643-3716

E-mail:toshi@pref.fukuoka.lg.jp

【京築広域景観計画ホームページ】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/keichiku-keikan.html>

■ 各町問合せ先

苅田町都市整備課 : 093-434-1111

みやこ町生活環境課 : 0930-42-0001

吉富町産業建設課 : 0979-24-4073

上毛町企画情報課 : 0979-72-3111

築上町企画振興課 : 0930-56-0300

(届出に関する問合せは、建設課まで)